

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 クラスターテクノロジー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 稔  
(JASDAQ・コード番号 4240)  
問合せ先 取締役管理本部長 成瀬 俊彦  
(TEL 06-6726-2711)

## 株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式の分割を実施するとともに単元株制度を採用いたします。なお、本件株式分割および単元株制度の採用にともなう投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式の総数	56,928株
②今回の分割により増加する株式数	5,635,872株
③株式分割後の発行済株式の総数	5,692,800株
④株式分割後の発行可能株式の総数	20,000,000株

##### (3) 分割の日程

①基準日公告日	平成25年9月13日(金曜日)
②基準日	平成25年9月30日(月曜日)
③効力発生日	平成25年10月1日(火曜日)

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載しました株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日

平成25年10月1日（火曜日）

（参考）平成25年9月26日（木曜日）をもって、金融商品取引所における売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

### 4. 定款一部変更について

変更内容は以下のとおりです。

- ①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③株式分割および単元株制度の採用のための条文の変更および新設の効力発生日ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を平成25年10月1日（火曜日）と定めるため、附則を新設いたします。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更後定款
第1条～第5条（記載省略）  （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>200,000株とする。</u>  <u>（新設）</u>	第1条～第5条（現行どおり）  （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>20,000,000株とする。</u>  <u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
第7条～第43条（記載省略）  <u>（新設）</u>	第8条～第44条（現行どおり）  <u>附則</u> 第1条 <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

### 5. その他

記載事項はありません。

以 上